

全国定通教育学習交流集会 in 東京

あきらめない、いそがない、ひとりにしない定通教育

- ・ 期 日 2022年7月23日(土)～24日(日)
- ・ 会 場 全国教育文化会館 東京都千代田区二番町12-1
- ・ 開催方法 会場と全国をオンラインで結んだハイブリッド開催
- ・ 参加者 のべ150名
- ・ 本県参加者 2名：濱本 功二（佐世保中央夜間）、烏山 隆弘（鳴滝夜間）



全国の定時制・通信制高校に通学する生徒たちが抱える課題等について情報を共有し、学習を深めました。集会には、教職員の他、生徒、卒業生、保護者、NPO関係者等が参加しています。

1 基調講演 『高校生の貧困と就・修学保障について』

阿部 彩 さん（東京都立大学 人間社会学部 人間社会学科 教授）



阿部さん

マサチューセッツ工科大学卒業、タフツ大学フレッチャー法律外交大学院修士号・博士号取得。国際連合、海外経済協力基金、国立社会保障・人口問題研究所を経て現職。2015年、学内に子ども・若者貧困研究センターを立ち上げ、センター長に就任。『生活保護の経済分析』（共著、東京大学出版会、2008）は、第51回日経・経済図書文化賞受賞。著書は他に『子どもの貧困－日本の不公平を考える』（岩波新書、2008）、『弱者の居場所がない社会』（講談社新書、2011）、『子どもの貧困Ⅱ－解決策を考える』（岩波新書、2014年）等。

(1) 貧困とは何か

貧困は家庭の責任で、「親が悪い！」とされてきた。貧困を数値化し、政策エビデンス化することを研究対象としている。

貧困の定義

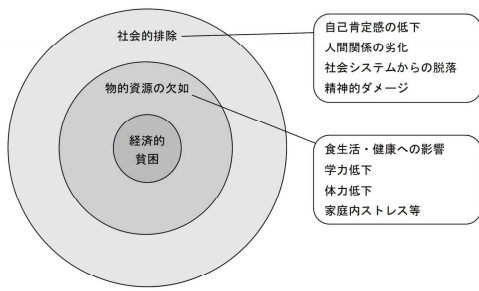
- ① 絶対的貧困 …… 人々が生活するために必要なもの（食料や医療等）がない状態
- ② 相対的貧困 …… 生活する社会の「通常」生活レベルから一定距離以上離れた状態

①が満たされればよいというものではない。さらに、家庭の経済（貧困）状況とその他の次元の各指標には関連がある。貧困はリスク。

家庭の貧困と社会生活の構図



貧困から社会的排除へ



(日本のデータで) 相対的貧困との関連が立証されているもの

分野	生活	達成	家族	健康	精神	交友
指 標	食事・栄養	学力	親の抑うつ	体格・肥満・やせ	抑うつ	友人の少なさ
	電気・ガス等の滞納停止	体力	親の時間欠如	疾病・怪我	低い自己肯定感	いじめ
	家賃滞納・狭小住宅	体験不足	DV	虫歯・口内崩壊		孤立
	過重なアルバイト	不登校	児童虐待	受診抑制		
	部活等の少なさ		未婚	予防接種の未接種		
	ネット依存・非行					

(2) 貧困の動向

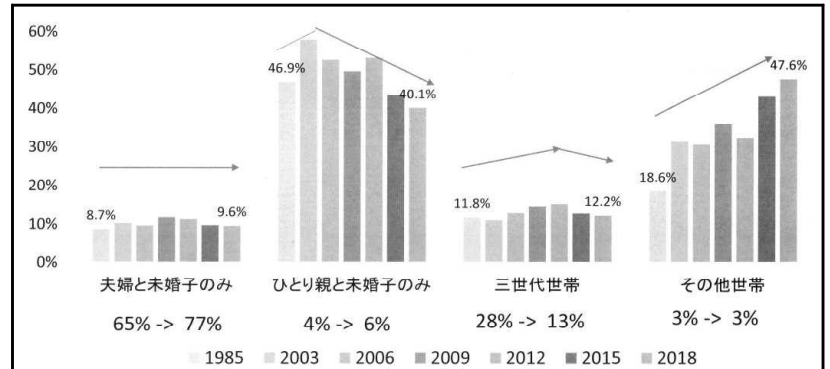
子どもの貧困率

項目	西暦	1985年	2018年
相対的貧困率		12.0	15.4
子どもの貧困率		10.9	13.5

出典：厚生労働省(2020)『2019年国民生活基礎調査』

貧困率は「ひとり親と未婚子」世帯が依然として高い状況。

子どもの貧困率推移 (1985年～2018年)



出典：阿部彩(2021)「日本の相対的貧困率の動態：2019年国民生活基礎調査を用いて」

(3) 定時制・通信制高校生の貧困

自治体は、子どもの貧困について小・中学生までは対応するが、高校生については、ほとんど把握していない。スポットと抜け落ちてきているこの年齢層の子どもに対する政策を充実していかなければならない。

学校タイプ	世帯タイプ			
	ふたり親 (2世代)	ふたり親 (3世代)	ひとり親 (2世代)	ひとり親 (3世代)
全日制	75.9		9.0	11.9
定時制	61.0		5.1	28.8
通信制	61.9		17.5	14.3

学校タイプ	生活困窮度		
	困窮層	周辺層	一般層
全日制	6.2	16.7	77.0
定時制	21.7	28.3	50.0
通信制	15.7	17.6	66.7

生活実態調査から分かること (2016：東京都内4自治体小中高年生とその保護者対象)

① 学校タイプと世帯タイプ

- ・定時制・通信制高校生は、「ふたり親 (2世代)」世帯が少ない。特に、定時制は「ひとり親 (2世代)」が多い。
- ・定時制・通信制高校生は、生活困窮度が高い。
- ・定時制高校生の半数は、生活困難層 (困窮層+周辺層)

② 食料の困窮と衣服の困窮

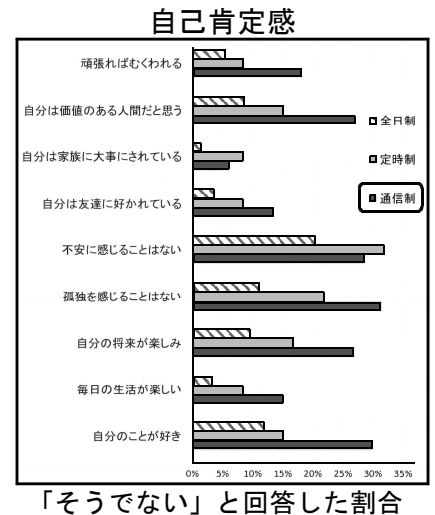
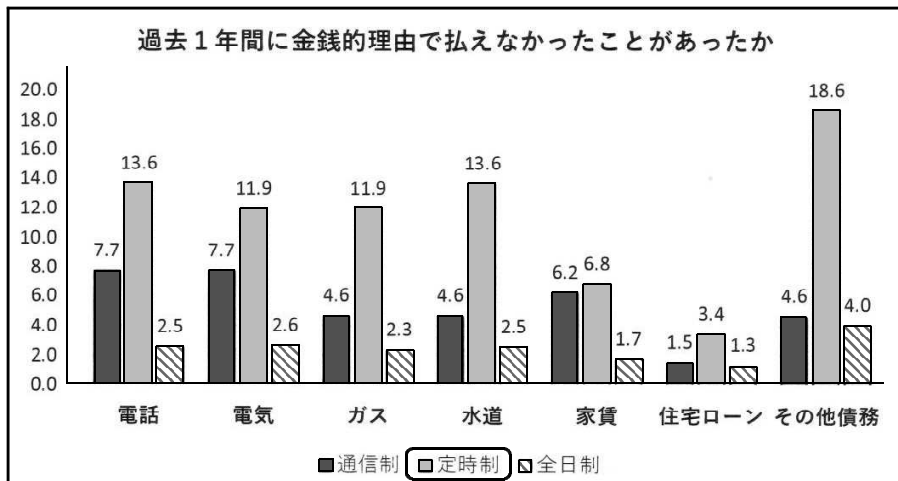
- ・定時制高校生の家庭では、「まれにあった」まで含めると、34%で食料困窮の経験がある。
- ・衣服困窮の経験がある割合は、全日制(13.5%)より定時制(37.3%)・通信制(26.2%)の家庭が高い。

③ 料金・債務の滞納

- ・定時制高校生の家庭では、1割以上の世帯で料金や債務の滞納がある。

④ 精神・心理面の影響

- ・通信制高校生は、定時制高校生と比較しても、さらに自己肯定感が低い傾向がある。



定時制・通信制高校生の要望

- ① (家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所
- ② (家以外で) 休日にいることができる場所
- ③ 学校における無料の給食サービス
- ④ (家以外で) 家の人がない時、低額・無料で夕ご飯を他の人と食べることができる場所
- ⑤ 家で勉強ができない時、静かに勉強ができる場所
- ⑥ 大学生のボランティア等が勉強を無料で見てくれる場所
- ⑦ (学校以外で) 進路や勉強、家族のこと等、なんでも相談できる場所
- ⑧ 低額・無料で通信教育が受けられるサービス
- ⑨ 家から出て学校に通うことができる低額・無料の寮



居場所や無料給食等の要望が高い

(4) まとめ

- ・定時制・通信制に通う高校生の家庭は、様々な経済的困難が理由で、食の問題等、学び以前に生活面で問題を抱えている。
- ・学びについては、高校入学のもっと前の段階でつまずきが見られる。
- ・結果的に、自己肯定感が低い子どもが多い。特に、通信制の子どもは厳しい状況。
- ・しかしながら、居場所・相談・学力支援に対する彼らのニーズは高い。
- ・学校という枠にとらわれず、様々な支援メニューを構築する必要がある。

2 特別報告 I 『広域通信制高校から公教育を考える』

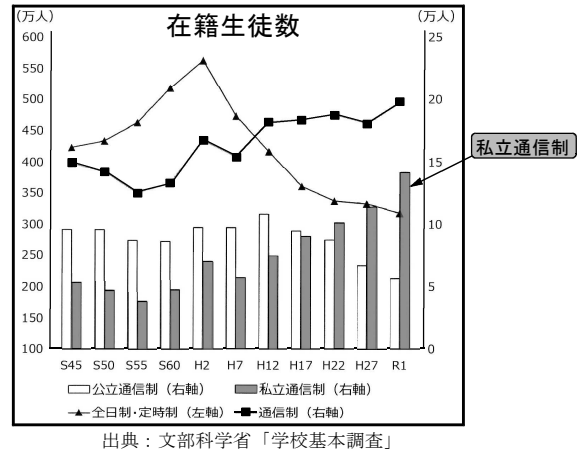
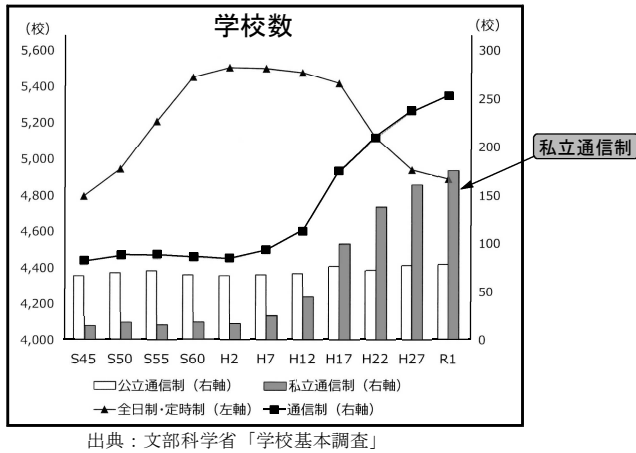
日永 龍彦 さん (山梨大学 大学教育センター 教授)



日永さん

(1) 広域通信制高校拡大の背景

- ① 90年代以降、不登校生徒や中途退学者の受け皿として通信制高校が増加 → 小中学校の不登校が増加傾向にあるのに対し、高校では減少傾向。
- ② 1988年、学校教育法の一部改正により、通信制課程の修業年限が3年以上に弾力化。
- ③ 構造改革特区法(2002年)に基づく事業(学校設置会社による学校設置事業)を活用して株式会社による広域通信制高校が増加。(会社は利益・利潤を追求する組織)



(2) 広域通信制高校の実態と課題

- ① 在籍生徒数の推移：近年、全日制・定時制課程は減少傾向だが、通信制課程の生徒数は増加。
公立通信制の生徒数が減少傾向であるのに対し、私立通信制の生徒数が大きく増加。
 (2019年 全日制：約308万人 / 定時制：約8万人 / 通信制：約20万人)
- ② (制度化当時の状況)「学ぶ意欲のある者」が「いつでも・どこでも」学ぶことができるが、「独学は難しく(単位取得率は低く)・強い学習動機が不可欠」である通信制高校に対する条件整備基準は全日制・定時制と比較しても緩やか。
- ③ 就業者が減少し、不登校経験者・グレーゾーンの生徒が多く入学するようになっているのに、
「単位取得率」や「3年間での卒業率」は高い。 = 課題 (公立49.2% / 私立85.9%) (2019年度)
- ④ 半数以上の生徒が、通信制の「緩さ」を利用した「通学コース」を利用している。
 (公立：約25% / 学校法人立：約70% / 株式会社立：50%強)
- ⑤ 卒業後の進路未定が約30% (2020年度)
- ⑥ 文科省の点検調査 (2017年度) で法令違反等が多く指摘されている。

点検調査で確認された不適切な教育活動

◆ 教育課程の編成・実施に関する主な事例

- ・ 学習指導要領で定める面接指導が未実施だった / 回数が不足していた
- ・ 担当する教員免許を有していない者や、当該学校の教員以外の者が添削指導や面接指導を行っていた
- ・ 複数の科目の面接指導について、1人の教員が同一の教室で同一の内容で実施していた
- ・ 総合的な学習の時間の面接指導と特別活動の面接指導を同一時間帯に同一内容で行い、それぞれの時間数として算定していた
- ・ 面接指導で生徒の出欠を確認せず、生徒の履修状況を適切に確認しないまま単位認定を行っていた
- ・ 100人を超える生徒に対し、教員が1名で面接指導を実施していた
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントした
- ・ 試験の実施を面接指導の時間数としてカウントした / 試験を1科目20分で行った
- ・ 面接指導時に感想文の提出をもって添削指導としていた / 面接指導の際に添削指導を行っていた
- ・ 総合学科であるにもかかわらず、専門教科・科目の開設がなされていなかった

◆ 広域通信制高校の展開するサテライト施設に関する主な事例

- ・ 提携する民間サポート施設を当該校の施設のように表現し、入学も民間サポート施設任せにしていた
- ・ サテライト施設において、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の時間数としてカウントした

◆ 学校の管理運営に関する主な事例

- ・ 学校教育法施行規則に定める表簿が適切に備えられていなかった
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設において、面接指導が実施されていた
- ・ 学則に定める収容定員に対して、在籍生徒数が大幅に超過していた

- ⑦ 所轄庁による広域通信制高校への対応の違い
(本校が設置されている都道府県の知事部局 / 構造改革特区の場合は認定地方公共団体)
- ⑧ サテライト施設に対する所轄庁の対応の困難さ、設置認可・指導監督等に関する職員数の少なさ
- ⑨ コストをかけたくない「事業者（人件費等の費用の抑制）」と「消費者（できるだけ短期間で簡単に卒業）」の利害の一致が起きていないか？ さらに、認定地方公共団体の思惑（スクーリングで生徒が集まり、そこで経済活動を行うことによって地元経済が活性化する）が絡んでいる。

(3) 広域通信制高校に対する国の動向

構造改革特区による大幅な規制緩和 ⇨ 規制の強化

- ① 通信制高等学校の第三者評価制度構築に関する調査研究 (2010)
- ② 「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取り扱いについて（通知）」発出 (2012)
- ③ 広域通信制高校の教育運営改善緊急タスクフォース設置 (2015) ← 就学支援金不正受給事案
- ④ 広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 (2016)
- ⑤ 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 (2018)
- ⑥ 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議 (2021)

(4) これからの通信制高校教育

① 教育方法や学習支援体制に関する課題

- ① 現在の通信制高校に在籍する生徒の実態を踏まえると、全ての生徒が「自学自習」できることを前提とするのではなく、実態を踏まえた通信制高校の新たな学習形態を検討する。
- ② 知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」を通信制高校においても確実に実現し、高等学校として適切な水準の教育を担保する。

② 設置認可基準や所轄庁に関する課題

- ① 圏域を越えて設置される広域通信制高校及びサテライト施設について相応しい所轄庁の在り方
- ② 設置認可基準の在り方や所轄庁間の連携
- ③ 国と地方の適切な役割分担
- ④ 通信制高校設置後の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する仕組み

(5) おわりに

通信制高校の基本構造の大幅な転換が必要

① 不十分な整備基準 ⇨ 手厚い条件整備

事情を抱える子どもを対象としながらも、高校教育として相応しい質を確保しうる教育機関へ

② 質の高いきめ細やかな教育は高コスト（時間・費用）

コストをかけたくない事業者と短期間で簡単に卒業したい消費者がいる限り、ディプロマ・ミル、サーティフィケート・ミルはなくなる。

③ 必要な学習経験のないまま卒業させてよいのか？ 包摂の場・居場所でさえあればよいのか？ せめて高校教育を通じて市民・主権者として送り出すべきではないか？

④ 「学ぶ意欲が湧くまで待つ教育」を続けてきた通信制教育（→21年間かけて卒業した例も）

3 高校生フォーラム 宮城～大阪の3府県高校生&卒業生5名参加

- ① 定通制入学の経緯・選んだ理由、② 学校の特徴、③ 頑張っていること、④ 印象に残る行事、⑤ アルバイト、⑥ コロナ禍で苦勞したこと、⑦ 将来の夢等について意見交換。この場だからこそ言える高校生の本音の部分の聴くことができました。今回コーディネーターを務めた定時制高校出身の高校教諭2人にも逆質問。「定時制高校の先生になった理由は？」



高校生フォーラム

4 特別報告Ⅱ 『コロナ禍で働く現場はどうなっているのか』

東海林 智 さん（毎日新聞 社会部専門記者）



東海林さん

（1）コロナ禍で生活に困窮しているのは誰か

それは、女性と高齢者、非正規労働者。実はいつもそこにある困窮で、生存権を脅かされるような状況でありながら、普段はその不安定さが覆い隠されている。コロナ禍で顕在化した。

（2）女性の生活困窮

女性の半数以上が非正規雇用で働く現状（2020年54.4% / 男性：22%）
シングルマザーは子どもを抱え、非正規で働かざるを得ない。子育てを終え、キャリアを再開させる女性も非正規の仕事に → 個人請負化も広がっている。

① 犯罪組織に直結した不安定雇用

今回取材したニセ電話詐欺の「受け子」として使われた人たちは、全員がコロナで職を失い収入の道が途絶え、犯罪組織につながってしまった。

事例1（20代女性Aさん）

派遣労働者としてスーパーの試食販売をしていたAさんは、コロナの緊急事態宣言を受けて試食販売が中止となり、完全に仕事がなくなった。埼玉県内のアパート家賃5.4万円が払えなくなる。住宅管理会社が追い出しにかかる。追い出しは、3ヶ月の滞納で鍵交換等により強制的に退去させるシステム。住まいの困窮に陥り、「高収入」「即金」とスマホで検索したら、「闇の職安」入口につながった。紹介された仕事は、ニセ電話詐欺の受け子だった。現金の引き出しや受け取り等、捕まるリスクが一番高い受け子は、犯罪分業システムの最底辺の仕事。にもかかわらず、報酬はだまし取った金額の5%に過ぎない。「犯罪に手を染めることは分かっているが…、生活していくため」Aさんは犯罪組織の人間ではなく、普通の社会人として働いていた人。

② 理屈に合わない非正規雇用

非正規雇用は、正規と比べて不安定な立場（不利な立場）で働くのだから、そのリスクを考慮した賃金であるべき。つまり、正社員よりも単価の高い労働であるべき。そうであれば、多様な働き方の1つの選択肢になる。しかし、現状は最低賃金に近い低賃金で、コロナ禍で仕事がない状況では、真っ先にクビを切られる理不尽な地位を強制されている。

事例2（女性Bさん）

健康飲料の訪問販売Bさんは、小学校に入学したての女兒と2人暮らし。小さな子を抱えて選択できる仕事は少なく、保育制度等もあった訪問販売の仕事に就く。そこでは多くのシングルマザーが働く。業務内容はルートセールスのように決まった場所を訪問するのだが、契約は雇用契約ではなく個人請負。自営業者としての扱いで、彼女たちが積んでいる商品は、会社から買い取り販売してその差額が収入となる。コロナ禍の緊急事態宣言で、会社は「1ヶ月間業務を停止する（＝商品は卸さない）」と通告してきた。本来、休業かどうかを決めるのは個人事業主である彼女たちのはずなのに、一方的に業務停止を通告してきた。民法上の契約ならば契約不履行である。彼女たちは指揮命令を受けていて、実質的に労働者と雇用主の関係。しかし、当初は個人事業主だからと休業補償をしなかった。働く人の抗議とメディアが取材に動いたことで、休業補償（月収入の約6割＝労働者の休業補償と同じ割合）を実施。元々収入が13～15万円の6割。加えて宣言解除後もリモートワークの広がり等で売り上げは半分程度に低迷し、生活困窮の度合いが深まる。普段でもダブルワークの販売員は多いが、コロナ禍で掛け持ちできるような仕事（飲食店等）もない。フードバンク等の民間支援で生き抜くが、公的支援も底をつく。

事例3（女性Cさん、Dさん）

犯罪にも風俗にも行かずにいる派遣労働者のCさんは、「仕事がある日は動かないとまらないから食事をするが、仕事がない日は食事をしない」 Dさんは、大人食堂で米や缶詰をもらって涙をこぼす。

（3）高齢者の生活困窮

「誰もが生きがいをもって働く社会に」というお題目で、安倍元首相は「高齢者が労働市場に参加できるようになった」とその成果を誇ったが、年金だけでは食べていけない高齢者が生きるために働かねばならないのが現実。

コロナの困窮相談（労働組合や弁護士が2ヶ月おきに全国で実施）では、相談者は70代が最多の33%を占め、次いで60代、50代となっている。70代や80代でビルメンテナンスや清掃、マンション管理人等の仕事で収入を得ている。社会貢献や能力活用のためではなく、生きるために必死に働いている。コロナの影響によるオフィス閉鎖等で、高齢者の仕事も減少し、生活はたちまち困窮。取材したある高齢者「葬式代まで食べてしまった。情けない」と泣いた。

事例4（高齢者男性Eさん）

月に数万円の年金とビルメンテナンスの仕事でもらう9万円の賃金でようやく生活していた。コロナ非常事態宣言で仕事が少なくなりシフトが入らない。同じ職場の高齢者からニセ電話詐欺の受け子の仕事に誘われる。「金を受け取るだけの簡単な仕事だ」と言われ手を染めた。手口は、裁判所を舞台とした詐欺で、職員を装い裁判費用をだまし取るというものだったが…。彼は、ジーンズに野球帽姿で登場し、さすがに不審に思われて通報、そして逮捕。

（4）非正規労働者困窮の背景

① 現状

流通や飲食を含め、人と対面するような仕事のほとんどは非正規労働者が担う状況にある。バックヤードの正社員はリモートワークに変わる中、毎日職場に通う。そうした状況にありながら、一旦休業等になれば、多くの非正規は雇い止め、補償なしの休業を強要された。コロナの危険性に晒されながらの業務に加え、それに対する追加報酬（危険手当）はないどころか、20年度は最低賃金据え置きとなった。さらに雇い止め、休業補償における正社員との差別等、危機に際して非正規労働の不安定さ、脆弱さが改めて浮き彫りとなった。

② シフト制の問題点

シフト制とは、本来は所定の労働時間（週30時間、月100時間等）が規定され、それを使用者が月単位あるいは週単位で労働日を指定する働き方。厚生労働省は通達（2022年1月）でシフト制を「労働契約の締結時点では、労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（一週間、一ヶ月等）ごとに作成される勤務シフト等で初めて具体的な労働時間が確定するような勤務形態」と規定した。つまり、シフトが決まるまで勤務日時が確定しないとした。このため、コロナ禍での休業において、休業を告げた時点で入っているシフトのみが休業補償の対象であり、たとえ毎月120時間を10年間働いていたとしても補償なし…という事態が発生している。

③ シフト制の使われ方

勤務日時や目安になる時間の合意は口頭で伝え、契約書面の勤務日時については「シフトによる」とだけ書かれている。雇用主にとっては、グレーの方が自由度が高い（労働者を好き勝手に使える）契約となる。

- ① 使い潰し：学生のバイトによくある例だが、試験や授業があっても無理矢理シフトを入れられ、学業に支障をきたす。

- ② **解雇は自由**：解雇する際に事前に通告することや通告しない場合は賃金を支払う等、最低限の規制すら受けない。解雇するとは言わず、シフトを入れないだけで実質的に解雇の状態になる。
- ③ **労働者への恫喝**：例えば未払い賃金がある、残業代を払え等と要求すれば、報復としてシフトを入れないようにする。実際に、コロナ禍の休業で労組に加入して休業補償を支払うよう求めた労働者に対して、シフト減を行い約24万円の収入が8万円まで減らされた。

そもそも、労働日や労働時間を明示しない労働契約が有効かという根本的な問題を抱える。厚労省は「明示することが望ましい」としながら、法によって規定せずに前述の通達を出した。「シフトによる」の契約がまかり通ることになれば、それは奴隷契約と変わらない。

(5) 個人請負の拡大

ウーバーイーツ等に代表される個人請負の働き方もコロナ禍で広がった。柔軟な働き方という評価がある一方で、無視できない深刻な問題も明らかになってきた。個人請負で働く人は、自営業者であり労働者ではない。ウーバー側は、ウーバーイーツというアプリを運営している管理会社であって、会社は自営業者と民＝民の契約をしているだけで、雇用契約している訳ではない。つまり、その仕事に対して発生するすべての責任は自営業者側にあると言う。配達中に交通事故にあっても労災補償はない。仕事のために何時間費やそうが最低賃金の保障もない。競争が激しい日など、16時間待機して1日5,000円という時もよくある。時給換算312円で、都内最低賃金の3分の1である。その上、ケガと弁当は自分持ちである。スマホを見ながらの自転車運転は、危険極まりない。

(6) おわりに

シフト制や個人請負の拡大は、人間の部品化と使用者責任からの逃走をゆるしてしまっている。働く人が、人件費を削減して利益を拡大するための道具として利用されている。不平等な契約をしないように労働法が生まれた。今、労働法がなかった時代に時計の針が戻されている。今こそ、人間らしい労働、生活を取り戻す時である。

5 パネルディスカッション

『定時制保健室(養護教諭)の実態は?』

- ・パネリスト：定時制高校養護教諭 (大阪 & 宮城)
学校生活適応支援員 (宮城)
- ・コーディネーター：定時制高校教諭 (京都 & 宮城)

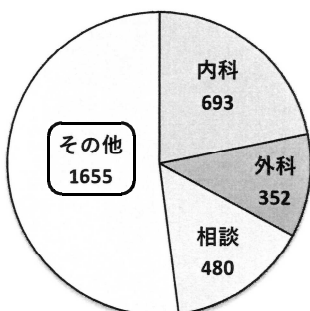


コロナ禍で保健室の負担が増えている。通常業務の他に、消毒作業、生徒の健康状態把握や欠席・出席停止の確認。報告等の対応も増えてきた。発熱した生徒は別室対応で校内を行き来している。保健室を取り巻く状況や保健室業務が抱える課題とその解決に向けたとりくみについて考える貴重な機会となりました。

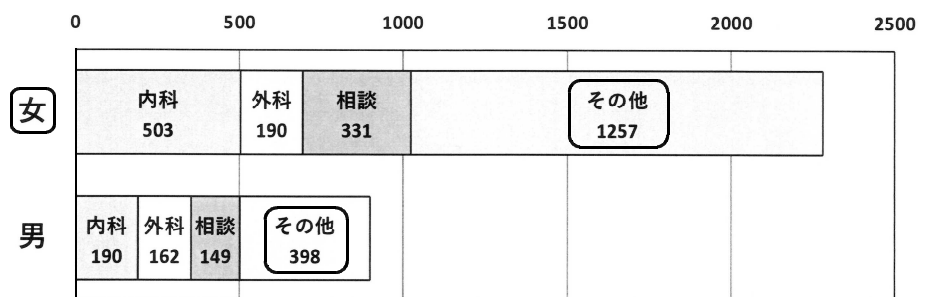
(1) 利用状況

- ・生徒は授業前に居場所として保健室利用する。

1 総利用者数



2 男女別利用者数



宮城県立A高校(多部制) 在籍数160名、年間来室者数3,180名、1日平均約20名

(2) 勤務体制

- ・複数配置校では、A勤務（朝～夕）とC勤務（午後～夜）を2交代制で担当し、午後から夕方の時間帯が2人体制となる。

(3) 業務内容等

- ・約1,000人生徒がいた全日制では、数をこなす部分もあったが、定時制ではそれぞれの生徒の背景に応じたオーダーメイドの対応ができていた。全日制ではできなかったことが、定時制でできていて有難い。ただ、定時制は保護者のサポート力が薄い。SCやSSWと連携して見立て等を行う。
- ・一番時間を取られるのは、先生方との情報共有。その日のうちに伝えておかなければならないこともあるので、先生方を捕まえるのに一苦労。
- ・保健室でなければできない仕事以外は、できるだけ職員室でするようにしている。

(4) 課題等

- ・今までも大変だったが、このコロナ禍でさらに負担が増えた。
- ・職員室で知られていないことをたくさん抱えている。自分の中で留めておく。
- ・女子生徒の来室が多いので性や妊娠に関わる相談「実は私…、親には言っていないけど…」、喫煙、虐待等家庭内での悩み、ジェンダー「卒業後は男性として生きていく」、自殺願望等を打ち明けられることもあるが、「誰にも言わないで」と口止めされ対応に苦慮する場合もある。先生方の悪口「あの先生の〇〇なところが、ちょっとね～」職員室からは見えていない部分を養護教諭がたくさん支えている。
- ・自傷行為を目撃してしまい、自分が抱え込んでしまった。自分の状態を保つことが難しかった。
- ・生徒がいる時間は、休みもなかなか取りづらい。複数配置だとありがたい。また、養護教諭同士で対応を話し合えることは、本当に大きいことだと感じている。複数配置は心強い。1人配置の学校では、出張等で不在時の対応に職員が苦慮している。
- ・養護教諭1名配置は、緊急の判断を迫られる時がある。

(5) 学校生活適応支援員

宮城県は、東日本大震災をきっかけに、心のケア支援員を設置(2016年度)し、それを引き継ぐ形で学校生活適応支援員を配置している。(2021年度)

① 業務内容

学習支援(LHR・行事補助)、保健厚生関係(保健室業務補助、個別相談対応等)生徒指導関係(校舎内外巡回)、進路関係(面接指導補助)教員免許なしでもOKで、週29時間勤務。保健室はベースキャンプ。そこを飛び出して支援できる。

② 各地の状況

- ・大阪：学習支援員、学習補助業務、卒業生・教職課程専攻の大学生ボランティアが交代で(週3日、3人で交代、1回約3時間)報酬交通費込み3,000円/回、HRや総合の時間に生徒支援
- ・京都：特別支援教育支援員と特別支援教育支援教員、週4回、7,200円/時×20時間=144,000円/月、3名配置(うち2名普通教科、1名農業実習)、週20時間×1名、週27時間×2名、教員免許所持が条件
- ・北海道：通信制高校、生徒在籍数約3,000名にもかかわらず養護教諭配置なし。週18時間勤務の講師で対応、講師の勤務がない日は、職員で対応している。

③ 卒業生からの情報

- ・Aさん(定時制卒)：保健室は、①相談目的、②体調不良、③居場所「とりあえず、保健室行こう」支援員は、保健室を飛び出して支援ができるので、安心感につながった。
- ・Bさん(通信制卒)：北海道芸術高校仙台サテライトキャンパス卒業。週5日通学していたが、そもそも保健室もなく、養護教諭は未配置。体調不良の場合、職員室の前にあるパーティションで仕切られた椅子と机を設置したスペースで休んでいた。対応もできないので、結局帰宅することになる。メンタル面ではカウンセラーが定期訪問で対応していた。(数回/月)

学習補助
空き時間は適宜巡回

	月	火	水	木	金
1 10月 1日	養護 2時30分～5時 2時30分～5時	養護 2時30分～5時 2時30分～5時			
2 10月 2日	養護 2時30分～5時 2時30分～5時				
3 10月 3日				保健 2時30分～5時 2時30分～5時	
4 10月 4日	保健 2時30分～5時 2時30分～5時			保健 2時30分～5時 2時30分～5時	
5 10月 5日	養護 2時30分～5時 2時30分～5時	養護 2時30分～5時 2時30分～5時	養護 2時30分～5時 2時30分～5時	養護 2時30分～5時 2時30分～5時	
6 10月 6日	養護 2時30分～5時 2時30分～5時	養護 2時30分～5時 2時30分～5時	養護 2時30分～5時 2時30分～5時	養護 2時30分～5時 2時30分～5時	

2022年度 全教定通部定期総会

- ・ 期 日 2022年7月22日(金)
- ・ 会 場 全国教育文化会館
- ・ 本県参加者 2名：濱本 功二(佐世保中央夜間)、烏山 隆弘(鳴滝夜間)



全教定通部 濱本部長 退任あいさつ

◆ 討議の柱

- ① 定通制高校生の就学保障(学費、就学支援、生活支援、生活指導等)
- ② 特別支援(通級、日本語を母語としない生徒等)
- ③ その他(勤務条件、再任用等)

全教定通部長を4年間務めた佐世保中央定時制夜間部の濱本さんが、2021年度をもって部長職を退任。事務局次長、常任委員を含めると通算10年間、全国規模で定通教育に携わってきました。本当にお疲れ様でした。

長崎からは、通級指導、就学支援金、県費による空調設備の設置について報告しました。各地域におけるとりくみの報告や問題提起、質疑、討論を経て、全ての議案が承認されました。

◆ 経過報告

2021年度は、14回の常任委員会が開催されました。コロナ禍の中、オンラインでのとりくみも進んでいます。全国定通教育学習交流集會も大阪の会場と全国を結ぶハイブリッド開催。11月に行われた文科省交渉では、全国から集まった「定通教育の充実を求める署名」13,630筆を手渡し、定通制高校生の就学条件や進路保障について強く要求しました。詳細は、定通部第33回定期大会議案書にて紹介しています。



◆ 各道府県からの報告等

- ・ 山口：大規模統廃合で6校7課程を閉校にし、県央部に多部制定通高校を新設。
- ・ 宮城：エアコンは、2～3年前に全校設置している。
- ・ 富山：閉校が決定している学校にもエアコン設置。2ヶ月だけの使用だが、統廃合は自治体の都合。不利益を最小化。
- ・ 岡山：倉敷市立定時制高校5校が、2024年度に統廃合。それまでの2年間、耐震工事やエアコンの設置はなく、見捨てられた状態。
- ・ 大阪：住民投票で否決されたにもかかわらず、市立定時制高校が府立へ移管統合。
- ・ 長野：2029年度末までに県立高78校を64校にする大規模統廃合。長野市北部では、5校を統廃合し、長野東スーパーフレックス新校(仮称)を新設する。
- ・ 北海道：生徒個人タブレットを無償貸与するか自費購入させるか自治体によって対応がバラバラ。北海道では奨学給付金受給生徒には貸与の予定だが、確定するのが入学半年後の9月。
- ・ 北海道：就学支援金の給付決定が年度をまたいで4月!! 卒業した生徒に追徴。道教委の説明では、「担当者が病気がちで作業が遅れた」
- ・ 富山：養護教諭の配置増。養護助教諭という職もある。
- ・ 京都：非常勤講師にも雇用形態が3種類ある。(通年・期間・学期)
- ・ 大阪：定時制・通信制高校の給食が無償化。費用は5.5億円かかるが、コロナ対応地方創生臨時交付金等で対応できる。

講演や特別報告をしていただいたお2人（東京都立大学・阿部さん、山梨大学・日永さん）は、政策を提言する立場の方々です。

阿部さんは、高校生の貧困や就・修学保障に関して国が最優先で取り組むべきことは、しっかりと栄養を摂れる無償給食の提供であると言われました。子どもの食の支援を子ども食堂に任せっぱなしでいいの？学校に行けば、お腹いっぱい食べることができる。学校を楽しい場所にする方策の1つとして給食がある。学校に通っていない子どもたちには支援も届きにくい。知ってしまったことを見過ごすことができない熱いお人柄。閉ざされた扉を体当たりでぶち破るオーラを発しておられました。

日永さんは、文科省委託事業「通信制高等学校の第三者評価に関する調査研究」（2010）の研究代表者であり、文科省の（広域）通信制高校に関連する調査研究協力者会議へも参加されています。（2016～）広域通信制が拡大した背景や実態、そして課題はすべて密接につながっている。国が中心となって所轄庁の指導力向上を図り、都道府県間の連携協力体制を構築していく必要性を説明されました。「これで教育と言えるのか？」「高校教育って、そういう所でいいのかなあ？」「必要な学習経験のないまま卒業させてよいのか？」「包摂の場・居場所でさえあればよいのか？」「せめて高校教育を通じて市民・主権者として送り出すべきではないか？」淀みない語り口で展開された報告は、問題の核心部を波状的に突く形で締めくくられました。理性を持って大人の責任を果たそうとする姿勢が印象的でした。

高校生フォーラムで発言した高校生たちの声を紹介します。コロナ禍で困ったことは？の質問に「卒業式で答辞を読ませてもらえて光栄だったが、本来なら後輩たちにも伝えたいことがたくさんあったのに…。でも仕方ないので、卒業生だけのバージョンに書き直しました」「コロナの影響で卒業式が人数制限になった。とてもお世話になった非常勤講師の先生方にお礼を言えなかった。それが一番の心残りです」声を詰まらせながらも、誠実に答えようとする姿。その澄んだ瞳からこぼれ落ちるものに、胸を締め付けられた参加者も多かったと思います。

朝日新聞記者・中塚さんは、学習交流集会最後のまとめコメントで次のように述べています。「心理的安全性という言葉は、Google が組織運営に取り入れて注目された概念。高校生フォーラムでの生徒の言葉『正直になってもいいのかな、自分をさらけ出してもいいのかなと思って定時制に来た』小さな失敗や違和感を言葉にしても排除されないという安心感、そして本音で話ができる雰囲気定時制にあったからだと思う。人数が多いと周りに同調せざるを得ないが、人数が少ないのでそれもない。つまりきがあったとしてもやり直せるという土台が定通にはあるということに改めて感じた。学校現場で心理的安全性をどうやって保つかというと、ちょっとした悩みややりたいことを気安く教職員で共有し合っ、みんなで助け合う体制があってこそ、新しい何かを作り出せる。定通部のみなさんは、この心理的安全性を確保しようとしているし、日本の定通制高校の方が Google よりもずっと進んでいると思う。学びの多い2日間でした」

コロナ対策を十分に行った上で、参加制限のない開催は3年ぶり。会場と全国をオンラインでつなぐハイブリッド方式により参加者の幅を広げる形へと進化しています。学校や社会の仕組みについて学びを深めた学習交流集会に若い先生方の参加が進むといいなあと思えて感じました。



本県参加者



皇居前広場 丸の内・大手町方面



東京駅丸ノ内本屋（国指定重要文化財）



内堀通り 三宅坂 霞が関・日比谷方面